

金融機関の皆様へ

農林水産物・食品の輸出支援策等に係る オンライン説明会

令和4年10月28日(金) 午後13時30分～午後14時45分

方法: オンライン(Teams)

主催: 農林水産省北陸農政局

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部

協力: 財務省北陸財務局

無料

趣旨

我が国農林水産業の維持・発展のためには、海外市場を見据えた農林水産物の生産・加工・流通・販売が必要となっており、北陸地方でも、農林水産物・食品の輸出に向けた取組が進んでいます。

他方、国レベルでは、農林水産物・食品の輸出額を2030年に5兆円にする目標の実現に向け、2022年5月には、マーケットインの発想で積極的に輸出に取り組む事業者をより一層支援するため、農林水産物及び食品の輸出に関する法律(輸出促進法)の一部が改正されました。

今般、民間金融機関のご担当者様を対象に、農林水産事業者、食品加工業者、流通業者等からの輸出に関する各種相談・問合せに応じる際にご活用いただける輸出関連情報・支援策(新たな金融・税制の支援策を含む)等をご紹介しますオンライン説明会を開催することとしました。

内容

- ・ 農林水産物・食品の輸出の現状及び事業者にご利用・ご活用いただける主な支援策(新たな資金・税制特例を含む)
- ・ 株式会社日本政策金融公庫からの情報提供
- ・ 質疑
- ・ その他情報提供(みどり食料システムに係る資金・税制特例)

お申込み方法

- ◆ 参加をご希望の方は、以下の北陸農政局のホームページ又は右記のQRコードから事前にお申し込みください。

後日、メールにて、Teamsでの視聴方法等のご案内をお送りします。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/keiei/221005.html>

- ◆ お申込み期間: 10月12日(水)～10月27日(木)12時まで(予定)



参加申込みQRコード

説明を予定している主な支援策

○ 輸出促進法に基づく輸出事業計画の概要

輸出に取り組む事業者が、具体的な輸出目標、輸出に取り組む上での課題と取組内容等を記載した輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度。国は、認定された計画の実現に向けて、支援策を重点的に措置。

○ 輸出事業計画の認定を受ける者が活用し得る主な支援策

食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備の支援、地域の特色ある加工食品を輸出するための新商品・サービス開発に向けた支援、農業者が行う有機JAS認証・GAP認証取得の支援、国際的認証取得・更新の支援。

民間金融機関から保証付き融資を受ける際の保証料に対する支援。

○ GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)

農林水産物の輸出に取り組もうとする6,000社以上の事業者(生産者、食品加工メーカー、商社、物流企業、金融機関等)が参画。コミュニティサイト上で、事業者同士が直接コンタクトできる他、各種交流会・セミナーなども開催。

○ 諸外国の規制・制度

農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国毎、品目毎に様々な規制や制度が存在。JETRO等のHPでは、これら規制・制度に関する情報を公開。

○ 日本政策金融公庫による新たな制度資金の創設

輸出促進を目的に、多用途にわたり融資を受けられる独立の資金を措置(民間金融機関との協調融資を想定)。

借り入れに当たっては、日本公庫等による審査をうけることが必要。

○ 税制特例措置の創設

輸出向け取得資産について供用日から5年間の割増償却が可能(機械30%、建物等35%)。

適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要。

○ 農林漁業分野における民間金融機関との連携・民間金融サポート

日本公庫では、リスク評価に関する情報提供や出資・証券化支援業務などを通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野の出融資に参入できるよう環境を整備しています。

お問合せ先

農林水産省 北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課 竹内、上田、荒野
電話: 076-232-4233 / Eメール: hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

【留意事項】

- ・本説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえ、オンライン配信のみにて開催いたします。
- ・入室は、説明会開始30分前の13時から可能です。
- ・ご視聴の皆様による、配信される動画及び音声の記録(録画・画面キャプチャー・録音等)はご遠慮ください。
- ・説明会進行の都合上、予定時間を超過又は短縮となる場合がありますので、予めご了承ください。